

在宅人工呼吸器等使用者非常用外部電源購入費補助金交付事業に関するQ & A

1. 申請について

| 質問 | 回答 |
|--|---|
| 対象者の家族が申請できますか。 | 可能です。原則として、対象者（人工呼吸器等使用者）が申請者となりますが、対象者が病状等の影響で申請することが困難な場合や未成年者である場合などは、ご家族による申請が可能です。対象者以外が申請者となる場合（対象者が未成年で申請者がその保護者である場合を除く）は、申請書（様式第1号）裏面の委任欄へ必要事項を記入してください。 |
| 申請から交付決定までの期間はどれくらいですか。 | 申請内容に不備等がなければ、申請を受付た日から30日以内で交付決定通知をお送りいたします。 |
| 申請前（又は申請後から交付決定までの間）に非常用外部電源を購入しましたが、補助の対象となりますか。 | 対象になりません。 |
| 申請時に必要な提出書類の「災害時個別計画（パーソナルプラン等）」とは何ですか。 | 在宅で療養生活を送る方やそのご家族が、災害時に自分は、どこで、どの様に過ごすのかをイメージし、そのためにどの様な備えが必要か具体的に検討し書面化するものです。作成後、各自が計画に基づいて実際に訓練を行い、隨時見直しを行うことが大切です。 仙台市においては、以下URLに掲載している災害時個別計画の作成を推奨しています。 https://www.city.sendai.jp/shogai-nanryo/saigidkikobtukikaku.html |
| 災害時個別計画（パーソナルプラン等）を作成してしまったが申請は可能ですか。 | 災害時個別計画（パーソナルプラン等）を作成した上で申請してください。申請時に災害時個別計画の写しが必要です。なお、申請にあたり仙台市における災害時個別計画の記入が必須となる項目は、<1.自宅付近のハザード情報、2.緊急連絡用カード、3.家族構成、4.緊急連絡先一覧>です。それ以外の項目の記入は任意ですが、いざという時のために記入いただくことをおすすめします。 なお、上記1~4の要件を満たす計画書を別途作成している場合は、そちらをご提出ください。 |
| 今回の申請のために災害時個別計画（パーソナルプラン等）の作成方法について相談したいのですが、窓口はどこですか。 | <仙台市障害者総合支援センター 難病支援係（電話：022-725-7853）>です。ホームページにも記入例がありますので参考にしてください。なお、本事業と関連しない災害時個別計画の作成のご相談については、別途対応窓口をご案内する場合がございます。 |
| 対象の医療機器を使用していますが、どの福祉制度（指定難病医療費助成・小児慢性特定疾病医療費助成・在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成・日常生活用具費支給制度）も利用していません。補助の対象になりますか。 | 対象者（18歳以上）又は同一世帯の配偶者の市町村民税所得割額が46万円未満であれば、対象となる場合があります。 各制度や助成の利用を証明する書類等をお持ちでない場合、「電気式の医療機器を使用していることの証明・意見書（様式第3号）」又は医師の診断書等を提出してください。（文書作成に係る費用等については自己負担となります） ※対象者が18歳未満の場合は、世帯員の所得割額の多寡にかかわらず対象となります。 |
| 人工呼吸器を使用し、特定医療費（指定難病）受給者証を持ってますが、人工呼吸器等装着欄には〇がありません。補助の対象となりますか。 | 申請の内容に応じて対象となる場合があります。その場合は「電気式の医療機器を使用していることの証明・意見書（様式第3号）」又は医師の診断書等を提出してください。（文書作成に係る費用等については自己負担となります） |
| 睡眠時無呼吸症候群の症状で人工呼吸器を使用していますが、補助の対象となりますか。 | 睡眠時無呼吸症候群による人工呼吸器等を使用している方は対象なりません。 |
| 対象の医療機器を使用し、障害者支援（介護・老人福祉）施設に入所してますが補助の対象となりますか。 | 対象なりません。在宅で療養生活を送られている方が対象です。医療機関に入院中、障害者支援施設・介護施設等・老人福祉施設に入所中の方は対象外です。具体的には以下の施設です。 <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・ケアハウス ・障害児者入所施設 等 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・軽費老人ホーム ・障害者支援施設 |
| 申請先・申請方法を教えてください。 | 申請先は<仙台市障害者総合支援センター 難病支援係（〒981-3133：泉区泉中央2-24-1）>です。申請は原則郵送で行っていただき、ご相談等の際はお電話又は仙台市障害者総合支援センターの窓口へお越しください。各区役所では申請受付や申請方法のご案内を行っておりませんのでご了承ください。 |
| 申請書類が欲しいのですがどうすればよいですか。 | 申請書類はホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご記入ください。申請書類の郵送は行っておりません。仙台市障害者総合支援センターには申請書類の用意がありますが、各区役所には申請書類はありませんのでご了承ください。 |

2. 対象物品の購入や費用について

| 質問 | 回答 |
|---|---|
| 対象の物品はどこで購入できますか。（見積書の作成、代理請求に応じてくれる販売店が見つかりません。） | 家電量販店やホームセンターなどで取り扱いがあることが多いようです。仙台市では販売店の案内は行っておりませんのでご了承ください。 |
| インターネット通販での購入も対象となりますか。 | 対象なりません。対象外となる物品の購入を防ぐため、必ず販売店で見積書の発行を受けてから購入してください。 |
| 物品の付属品や維持費用は補助の対象となりますか。 | 対象なりません。物品本体のみが補助対象となります。 |
| 提出した見積書から価格が変更されました。見積書の記載と異なる物品や価格での購入は補助の対象外となりますか。 | 見積書の記載と異なる物品や金額、販売店での購入は補助対象外となります。変更となる場合は再度申請を行い、改めて交付の決定を受けてください。 |
| 物品の購入時に支払う金額はいくらですか。 | 全額をお支払いください。 その後、本市に請求いただき補助金（補助決定額）をお振込みいたします。 |
| 世帯の所得状況等によって費用の自己負担額が変わりますか。 | 補助基準額75,000円の範囲内において、以下のとおり費用の自己負担額が変わります。 ①対象者（18歳以上）又は配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合＝対象外（補助なし） ②市町村民税非課税世帯、生活保護世帯＝0円 ③その他の世帯＝1割負担 |
| 75,000円（税込）の物品を購入したいですが、補助基準額の75,000円を満額受け取れますか。 | 受け取れません（市町村民税非課税世帯、生活保護世帯を除く）。 購入に要する費用の1割は自己負担 となるため、75,000円の物品においては自己負担額7,500円（75,000円の1割）、補助額67,500円（75,000円の9割）となります。なお、 購入費用が補助基準額の75,000円を上回る場合、その差額は全額自己負担 となります。 |
| 消費税分は補助対象になりますか。 | 本体価格+消費税が補助対象金額となります。 |
| 対象物品を2つ購入したいのですが、どちらとも対象となりますか。 | 対象なりません。 おひとり様につき1つの物品のみ補助対象となります。 |
| レンタル利用は対象になりますか。 | 対象なりません。購入の場合のみ対象となります。 |
| ポイントやクーポンで支払った金額は対象となりますか。 | 対象なりません。必ず現金又はクレジットカード、キャッシュレス決済等で全額をお支払いください。ポイントやクーポンは支払金額に充当しないでください。 |
| 支給券の有効期限内に物品を購入できませんでした。どうすればよいですか。 | 速やかに購入を行い、請求書類に加え、理由書（任意様式）を提出してください。 |
| 対象物品を医療機器に直接つなげて使用しても大丈夫ですか。 | 対象物品は、医療機器に直接つなげて使用すると故障する可能性がありますので、必ず外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなどの対策を講じてください。なお、 当補助により購入した物品を使用したことで医療機器等が故障した場合、本市はその責を負うことはできません ので、あらかじめご了承ください。特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーターについては、市販されている製品のほとんどが、直接精密医療機器に接続した場合の動作保証は行っておりませんので注意が必要です。詳しくは医療機器メーカーや販売店、主治医の方等とご相談ください。 |
| 疑似正弦波(矩形波、補正正弦波)の物品は、補助の対象となりますか。 | 補助の対象なりません。正弦波の物品のみが対象です。 疑似正弦波(矩形波、補正正弦波)の物品は、正弦波の物品と比較して精密機械の使用に適していません。疑似正弦波の製品を医療機器に接続して使用すると、使用できない可能性があるほか、精密機器側へ悪影響を与えて故障の原因となりかねません。ただし、上記にも記載のとおり、正弦波の物品を使用したとしても故障等の可能性はありますので注意が必要です。 |
| ポータブル電源を購入しようとしたところ、本体にPSEマークがついてませんでした。対象物品となりますか。 | 本体にPSEマークがついていない場合でも、付属のACアダプターにPSEマークがついていれば対象物品となります。 |

3. 請求について

| 質問 | 回答 |
|---------------------------------------|--|
| 対象者の家族等（代理人）の口座に補助金を振り込んでもらうことは可能ですか。 | 可能です。ただし、対象者からの委任状（任意様式・要押印）を添えて請求書（様式第9号）を提出してください。 |
| 請求書の提出先は申請書の提出先と同じですか。 | 同じです。請求書、領収書の写し、振込先口座の分かるもの（通帳、キャッシュカードの写しなど）、支給券（購入実績報告欄に記載）をご用意いただき、 <仙台市障害者総合支援センター 難病支援係（〒981-3133：泉区泉中央2-24-1）> へ郵送してください。 |
| 請求から支払いまでの期間はどれくらいですか。 | 請求内容に不備等がなければ、受付から30日以内に指定の口座へお振込みいたします。 |

4. 販売店の代理請求・受領について

| 質問 | 回答 |
|---------------------------|---|
| 代理請求・受領とは何ですか。 | 対象物品の販売店が、対象者に代わって補助金の請求・受領を行う手法です。委任状（様式第10号）が必要となります。 |
| 代理請求・受領のメリットは何ですか。 | 通常（償還払い）であれば、申請者が購入代金の全額を負担し、その後本市へ補助金を請求する必要がありますが、代理請求・受領の場合、販売店への支払いが自己負担分のみとなり（販売店が本市へ補助金を請求する）、少ない自己負担で物品を購入することができます。 |
| 代理請求・受領で購入したい。どうすればよいですか。 | 購入を予定している販売店に、対応可能かどうか直接ご相談ください。 本市では対応可能な販売店の案内は行っておりませんので予めご了承ください。 |